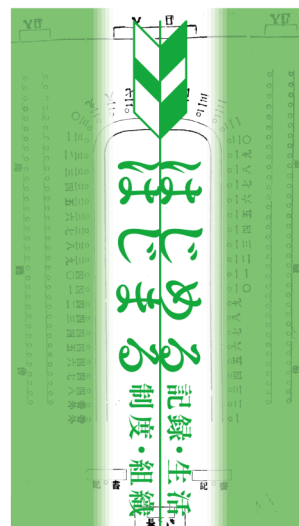




山口県庁写真（戦前内務部169-1）



県都山口の「はじまり」はいつ？

《明治4年11月？》

明治4年(1871)7月の廃藩置県、続く11月の府県改置、山口県の「はじまり」がこの時点に求められることは異論のないところです。

では、県庁所在地として山口が明確に規定されたのはいつのことなのでしょう。『防長歴史暦』の明治4年11月14日の記載「県庁ヲ山口ニ置キ毛利氏ノ旧館ヲ以テ之レニ充テタ」とか、『山口県文化史年表』の明治4年11月28日の記載「山口藩庁ノ称ヲ廃シテ山口県庁ト称ス」。これらをもって、旧藩主が政務に当たったその場所が県庁と称されて、引き続き県政の中枢となった、という見切り発車的な新時代の到来の様子をイメージで理解するほかないようです。

やがて、中央集権国家としての体裁が調えられ始めると、政治的な求心力強化の意味合いもあって、宏壮な庁舎建築をしつらえることが強く意識されはじめます。あ

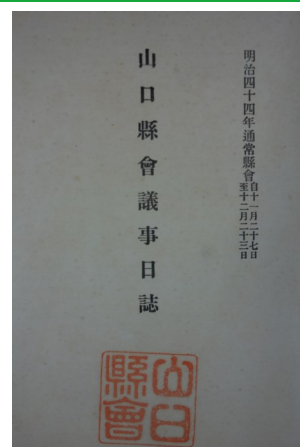
わせて、その庁舎をどこに建てるのかについても、さまざまな思惑が交錯することになります。

旧藩庁をそのまま転用した山口県にあって、幕末の「にわか普請」である庁舎の新築が議論される場合には、必ず、その新築場所をめぐる不協和音が奏でられ、軋轢が生じることになりました。

「赤間関へ」「三田尻へ」。明治20年代、明治30年代、それぞれの時点での有力な県会議員による県庁誘致の綱引きが県民の眼前であからさまに繰り広げられることになったのです。

《明治44年11月27日？》

明治44年の通常県会議事日誌に記載された県内務部長小田切磐太郎の発言から庁舎の窮状を抜き出してみます。「本庁舎ハ旧藩主毛利公ノ居館ニシテ」「山口ハ防長ノ中央ニシテ号令ヲ下スニモ便利ナルヨリ、元治元年正月、此地ヲ相シ建築ニ掛リ、慶応元年四月、萩ヨリ移レリ、是実ニ四十八年前「俄普請」「用材ノ選択モ十



議会議務局文書583

議会議務局から継続刊行されている『山口県会史』『山口県議会史』の原資料のひとつです。明治12年の第1回県会以降の議事録など総数1342点を数えます。『県会史』編集時点では割愛されたと思われる答弁を目にすることもできます。



▲「山口県庁写真」戦前内務部169（左奥の大屋根を有する建物が議事堂と思われる。明治41年頃か。）

終ニ一言ヲ付ス縣廳改築案ニ付世上往々縣廳移轉論アルカ如キモ本年提出セシ縣廳改築案ハ已ニ定リタル縣廳ノ位置ニ改築スヘキ費用ノ支出ヲ提案セシモノニシテ縣會又知事ニ於テ之ヲ決定スヘキハ當然ナリト雖縣廳ノ所在ヲ移轉セントスルハ頗ル重大事件ニ屬シ縣會又ハ知事ノ權限ニ屬スルモノニ非ス何トナレハ縣廳ハ一縣ヲ統轄スル政廳ニシテ統治權ニ基ク國家ノ機關タリ山口ノ地長防二國ノ中央ニ位シ古來ノ歴史ヲ有シ己ニ此地ヲ以テ縣廳所在地ト定メラレ爾來旅團聯隊裁判所ヲ始メ諸官衙ヲ置カレ縣ノ監督ニ屬スル學校病院等葛ラ並ヘ殊ニ衛戍司令部ノ如キハ縣ノ保安上至大ノ關係ヲ有シ首府タルノ機關總テ此地ニ具備スルニ拘ラス一地方ノ利害ノ爲メ縣廳ヲ他ニ移轉セントスルカ如キハ事理ニ適セサルモノナリト思料ス本案審議ノ爲メ一言シテ參考ニ資ス

▲明治44年「通常県会日誌」（議会事務局583・584）

分ナラス「彼所此所ニ支柱ヲ加ヘ僅ニ転覆ヲ防ケリ」議事堂ハ明治十一年ノ建築「元萩明倫館ノ古材ヲ用ヅ」当時ハ西洋風ノ建築幼稚ナリ為今日ヨリ見レハ不完全ノ箇所多ク「明治三十八ニ建添」「三十九年ニモ柱桁ノ腐朽セルヲ発見」「支柱ヲ建テ辛フシテ支ヘ居ル」「二階ノ傍聴席ニハ人ヲ入ルヘ能ハス」「白蟻ノ害アリ柱梁屋根等ヲ侵食セリ」

これは、庁舎・議事堂の当時の惨状をある程度正確に反映させた発言だったようですが、改築（新築）反対を封じ込めるために、県会開催前、知事・県会議長・県会副議長・県会議員（参事会員）の間で入念に練り上げられた声明でもありました。さらには、井上馨や桂太郎など、県政の運営に大きな影響力をもっていた「長州の元老」のお墨付きを得たものでもありました。

通常県会初日、11月27日の午前会、渡邊融知事による議案説明予算説明から庁舎新築に関連する部分を抜粋します。

（来年度ヨリ県庁改築費ノ予算ヲ提出シタリ）本県庁ハ、旧藩庁ノ建物ヲ引受ケタルモノニシテ、幾多ノ星霜ヲ経、頽廢殆ト極度ニ達シ、従来庁舎内ハ、鉄棒又ハ木材ノ支柱ヲ用ヅ、纔ニ傾覆ヲ支ヘ居リシカ、近年、白蟻ノ侵害相加リ危険愈差迫リ、最早一日モ猶予スヘカラス（此ノ情態ハ業ニ已ニ諸君ノ熟知セルハ所ナル……）

さらに、渡邊知事は、議案説明の補足として、山口の地での庁舎新築を断行する決意を朗々と読み上げたのです（左写真）。このステイトメントにより「県都（＝県庁所在地）山口」が公式に確定されたのです。

《明治44年12月》

迎えた12月12日、県庁側の入念な理論武装にもかかわらず、「県庁舎と県会議事堂の新築」「新築場所」をめぐって議論百出、論戦が繰り広げられることになったのですが、議案第21号（「47万7400円」計上「本県庁八腐朽甚シクシテ之カ改築ヲ要スルニ付前記之通四箇年継続費トシテ支出ス」）は予定どおり採決されました。

大正5年(1916)11月、大蔵省臨時建築部設計、国会議事堂の習作とされるルネッサンス式の格調高い庁舎・議事堂が、一露山そば、旧山口藩庁の故地に、その姿を現したのです。

